

東日本大震災で被災された方々へ

住宅再建・各種補助制度の 申請手続きはお済みですか

～平成32年3月31日で補助制度が終了します～

町では被災された方を対象に平成25年から住宅再建および各種補助制度の申請を受け付けていますが、平成32年3月31日で制度が終了します。

被災時に居住していた区域や家屋の被害判定、再建方法などにより支援内容が異なります。各種要件や必要書類などの詳細は、問い合わせ先までご連絡ください。

津波防災区域の第1種・第2種区域に居住していた世帯

再建方法		支援内容
町内	町が指定した「住宅団地」に建築	○移転費用補助(限度額80.2万円) ○住宅ローンの利子補助(限度額722.7万円) ^{※1} または実費補助(限度額200万円) ^{※2} ○土地購入・住宅建築への補助400万円 ○太陽光発電システム設置補助(10万円)
	復興公営住宅に入居	○移転費用補助(限度額80.2万円) ○生活支度金(間取りに応じて15万円～30万円)
	町内で住宅購入など(第1、2種区域への移転は対象外)	○移転費用補助(限度額80.2万円) ○住宅ローンの利子補助(限度額722.7万円) ^{※1} または、実費補助(限度額200万円) ^{※2} ○住宅再建補助250万円
	現地修繕	○生活支援金(180万円) ※加算支援金を受領し、平成29年3月末までに再建完了したもの。
	現地新築(第2種区域のみ)	○移転費用補助(限度額80.2万円) ○住宅ローンの利子補助(限度額457万円)または、実費補助(限度額100万円) ^{※2} ○住宅再建補助100万円 ○宅地防災工事助成(上限200万円)
町外	町外の借家または住宅購入など	○移転費用補助(限度額80.2万円)

※1 利子補助は、土地取得：206万円、土地造成：59.7万円、住宅建築(購入)：457万円が、限度額の内訳です。
 ※2 実費補助額=(対象経費-受給した被災者生活再建支援金加算分)×(1/10)

津波防災区域の第3種区域に居住していた世帯

再建方法		支援内容
町内	町が指定した「住宅団地」に建築	○移転費用補助(限度額80.2万円) ○住宅ローンの利子補助(限度額722.7万円) ^{※1} または実費補助(限度額200万円) ^{※2} ○土地購入・住宅建築への補助400万円 ○太陽光発電システム設置補助(10万円)
	復興公営住宅に入居	○移転費用補助(限度額80.2万円) ○生活支度金(間取りに応じて15万円～30万円)
	町内で住宅購入など(第1、2種区域への移転は対象外)	○移転費用補助(限度額80.2万円) ○住宅ローンの利子補助(限度額722.7万円) ^{※1} または、実費補助(限度額200万円) ^{※2} ○住宅再建補助250万円
	現地修繕	○移転費用補助(限度額80.2万円) ○住宅ローンの利子補助(限度額457万円) または、実費補助(限度額100万円) ^{※2} ○住宅再建補助200万円 ^{※3}
	現地新築	○移転費用補助(限度額80.2万円) ○住宅ローンの利子補助(限度額457万円)または、実費補助(限度額100万円) ^{※2} ○住宅再建補助200万円 ^{※3} ○宅地防災工事助成(上限150万円)
町外	町外で住宅購入	○移転費用(限度額80.2万円) ※借家への移転は対象外

※1 利子補助は、土地取得：206万円、土地造成：59.7万円、住宅建築(購入)：457万円が、限度額の内訳です。
 ※2 実費補助額=(対象経費-受給した被災者生活再建支援金加算分)×(1/10)
 ※3 町が発行するり災証明書において半壊以上の世帯が対象

津波防災区域外に居住していた世帯(津波浸水世帯^{※1}・長期避難世帯^{※2})

再建方法		支援内容	
町内	町が指定した「住宅団地」に建築	○移転費用補助(限度額40万円) ○住宅ローンの利子補助(限度額350万円) ^{※3} または実費補助(限度額100万円) ^{※4} ○土地購入・住宅建築の補助400万円 ○太陽光発電システム設置補助(10万円)	
	復興公営住宅に入居	○移転費用補助(限度額40万円) ○生活支度金(間取りに応じて15万円～30万円)	
	町内で住宅購入など(第1、2種区域、借家への移転は対象外)	○移転費用補助(限度額40万円) ○住宅ローンの利子補助(限度額350万円) ^{※3} または、実費補助(限度額100万円) ^{※4} ○住宅再建補助100万円(津波浸水世帯のみ)	
	現地修繕	津波浸水世帯	○移転費用(限度額40万円) ○住宅ローンの利子補助(限度額220万円) または、実費補助(限度額50万円) ^{※4} ○住宅再建補助100万円
		長期避難世帯	○住宅修繕の補助(全壊100万円、大規模半壊50万円、半壊20万円)
	現地新築	津波浸水世帯	○移転費用(限度額40万円) ○住宅ローンの利子補助(限度額220万円)または、実費補助(限度額50万円) ^{※4} ○住宅再建補助100万円 ○宅地防災工事助成(上限100万円)
長期避難世帯		○住宅再建補助(全壊100万円、大規模半壊50万円)	
町外	町外で住宅購入	○移転費用補助(限度額40万円) 注：借家への移転は対象外	

※1 町が発行するり災証明書において、半壊以上の世帯で、東日本大震災義援金の第3次配分を受けた世帯
 ※2 磯・中浜地区で長期避難世帯に認定された世帯
 ※3 利子補助は、土地取得：100万円、土地造成：30万円、住宅建築(購入)：220万円が、限度額の内訳です。
 ※4 実費補助額=(対象経費-受給した被災者生活再建支援金加算分)×(1/10)

津波防災区域外に居住していた世帯(津波浸水世帯・長期避難世帯以外)

再建方法		支援内容
町内	町が指定した「住宅団地」に建築 ^{※1}	○土地購入・住宅建築の補助400万円 ○太陽光発電システム設置補助(10万円)
	復興公営住宅に入居	○生活支度金(間取りに応じて15万円～30万円)
	町内で住宅購入など(第1、2種区域への移転は対象外)	○住宅再建補助(全壊100万円、大規模半壊50万円)
	現地修繕	○住宅再建補助(全壊100万円、大規模半壊50万円、半壊20万円)
	現地新築	○住宅再建補助(全壊100万円、大規模半壊50万円)

※1 町が発行するり災証明書において全壊または、半壊以上で家屋解体した世帯

町外の津波浸水区域に居住していた世帯

再建方法	支援内容
町内に住宅購入 ^{※1}	○住宅ローンの利子補助(限度額350万円) ^{※2} または実費補助額(限度額100万円) ^{※3}

※1 第1、2種区域内への移転、借家への移転は補助対象外、ほか各種要件あり
 ※2 利子補助は、土地取得：100万円、土地造成：30万円、住宅建築(購入)：220万円が、限度額の内訳です。
 ※3 実費補助額=(対象経費-受給した被災者生活再建支援金加算分)×(1/10)

☎ 震災復興企画課 復興管理班 ☎ 37-0497 / 宅地防災工事助成に関すること 施設管理室 行政班 ☎ 37-5111